

施策4-7 循環型社会・生活排水

図表・写真等 リサイクル関連講座



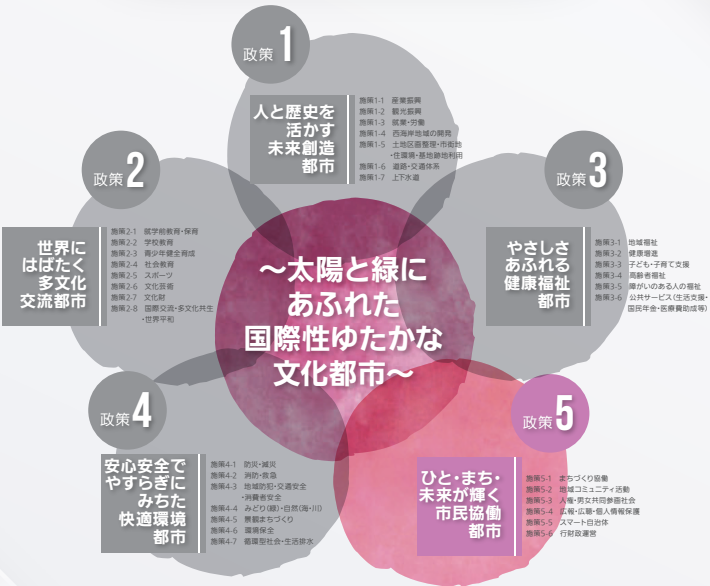
(資料)環境保全課



(資料)環境保全課

第4章 部門別計画

政策5



重要業績評価指標(KPI)

指 標	基準値	目標値・方向性
市民1人1日当たりのごみ排出量	829.9g(令和元年度)	819.0g(令和7年度)
牧港川中流のBOD(生物化学的酸素要求量)	1.8mg/L(令和元年度)	5.0mg/L(令和7年度)
小湾川中流のBOD(生物化学的酸素要求量)	2.2mg/L(令和元年度)	5.0mg/L(令和7年度)
安謝川中流のBOD(生物化学的酸素要求量)	0.5mg/L未満(令和元年度)	5.0mg/L(令和7年度)
牧港川クリーンアップ作戦参加者数	286人(令和元年度)	400人(令和7年度)

関連する主な個別計画等 | ●浦添市一般廃棄物処理基本計画 ●浦添市新クリーンセンター整備基本計画・基本設計

関連するSDGs



施策5-1 まちづくり協働

施策のめざす方向

- 行政と市民がお互いの立場を尊重して協力し、地域の課題解決に向けて取り組む「市民協働体制」を構築・推進し、市民協働の情報一元化・ワンストップ窓口機能の充実に努めます。
- 各主体がまちづくりの様々な場面で活躍できるように活動の支援に努めます。

施策を取り巻く環境

社会の動向	●わが国は、住民に身近な行政は、できる限り地方公共団体が担い、その自主性を発揮するとともに、地域住民が地方行政に参画し、協働していくことを目指す「地方分権改革」を進めています。 ●市民ニーズの多様化や高齢化などの進展に伴い、行政だけで解決することが困難な課題が増えつつあり、その対応が求められています。
まちづくり協働の状況	●本市は「浦添市まちづくり生涯学習推進基本計画」で掲げた施策を推進するための具体的な方策をまとめた「浦添市まちづくり生涯学習推進行動計画」に基づき、「まちづくり協働」による「共生・循環型社会」の実現に取り組んでいます。 ●本市は、自治会などの地域コミュニティにおいて、子育てや高齢者の問題、ゴミや環境の行政の活動においては、計画の策定等にあたりワークショップを開催するなど、市民参画の機会づくりにつとめ、市民協働のまちづくりを推進しています。 ●地域福祉や教育など多様な場面において、市民参画の拡充が求められる中、活動をけん引するリーダーの育成や積極的に参画したい市民と行政をつなぐ機能の充実が求められています。 ●市民、市民団体、事業者及び本市がお互いの立場を尊重して協力し、地域の課題解決に向けて取り組む「市民協働体制」の構築・推進を図ることが求められています。 ●まちづくり協働の充実にに向けた取り組みを推進していくためには、まちづくり協働に関する情報の共有は不可欠なことから、関係機関と連携・協力しながら、情報の収集・提供に努める必要があります。
浦添市まちづくりプラン	●1999(平成11)年にスタートした「浦添市まちづくりプラン」は、まちづくり事業の活性化や事業団体の自立支援などを目的として、市民が主体となったまちづくり事業の計画に対して助成を行っています。 ●事業趣旨に賛同された事業者等からの寄附金も得ながら、事業の運営を行っています。 ●「まちづくりプラン」は、これまで多くの団体が事業を実施しており、市民の意識向上及び協働のまちづくりに大きく寄与していることから、市民の自主的なまちづくり活動の支援を促進することが求められています。
ボランティア団体やNPO等	●各種のボランティア団体やNPO等の社会貢献活動も広がりはじめており、活躍の場を求める積極的な市民等が増えるなど、より良いまちづくりへの機運の高まりがみられます。 ●NPO等の各種団体の更なる活動を促進するため、活動拠点の確保や団体間のネットワークづくり等を支援していく必要があります。

基本的な取り組み(今後5年間の主な取り組み)

5-1-1 まちづくり協働人材づくり

5-1-1-①	市民の学習活動を支援する指導者やボランティアの確保に努めます。また、てだこ市民大学やまちづくりアカデミーの卒業生及び受講生について、学習活動や地域活動の担い手として関わる仕組みづくりを行います。
5-1-1-②	多様化する市民の学習ニーズに対応するため、まちづくりふれあい出前講座等への職員等講師派遣をはじめ、既存のサークル、団体や地域等の人材活用に向けた仕組みづくりを検討します。

5-1-2 市民参画機会の拡充とまちづくり協働の推進

5-1-2-①	「まちづくり生涯学習推進基本計画」に基づき、市民、地域、企業、行政等のそれぞれの役割を整理しつつ、市民や地域、企業等の主体的なまちづくり活動の支援・促進を図ります。
5-1-2-②	道路、公園や景観など各分野において、計画立案や事業実施等の各段階で市民参画を促し、市民協働によるまちづくりを推進します。
5-1-2-③	市民と行政が連携したまちづくり生涯学習の推進体制の充実に努めます。

5-1-3 ボランティア団体やNPO等の活動の支援

5-1-3-①	市民団体が自立して取り組んでいけるよう促します。そのために、まちづくりプラン等を活用して、市民の主体的なまちづくり活動への支援に努めます。
5-1-3-②	ボランティア団体やNPO等の活動拠点として、浦添市市民協働・男女協働参画ハーモニーセンターの整備の充実に努めます。
5-1-3-③	市民や地域等のニーズ把握に努め、市民のボランティア活動やまちづくりへの参画機会の拡充を図り、各活動の支援に努めます。
5-1-3-④	緑化に関わる市民活動の支援、情報の発信や提供、技術支援等が行なえ、市民同士の交流拠点となる「みどりのまちづくり支援センター」の整備を推進するとともに、地域に根ざした市民活動やボランティア活動などを支援します。
5-1-3-⑤	市内で活動する各種団体が互いに交流・情報交換ができるよう、地域ネットワークの拡充を促進します。
5-1-3-⑥	市民参画のきっかけづくりを図るため、ボランティア団体やNPO等の活動情報を一元化するとともに、その活動や目的が広く市民へ理解されるよう、社会福祉協議会と連携しながら必要な情報を市民へ積極的に提供します。

重要業績評価指標(KPI)

指 標	基準値	目標値・方向性
まちづくりプラン助成金交付団体数(累計)	201団体(平成30年度)	260団体(令和7年度)
生涯学習講座数	818講座(平成30年度)	1,000講座(令和7年度)

関連する主な個別計画等 | ●浦添市まちづくり生涯学習推進基本計画 ●浦添市まちづくり生涯学習推進行動計画(まちづくり協働計画及び教育協働計画)

関連するSDGs



(資料)市民協働・男女共同参画課

市民大学講座



(資料)市民協働・男女共同参画課

道路緑化活動



(資料)美らまち推進課

図表・写真等

まちづくりプラン助成金交付団体数の推移

(単位:団体)

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
交付団体数	14	18	11	9	11	24	14	13	14
交付団体数累計数	87	105	116	125	136	160	174	187	201

(資料)市民協働・男女共同参画課

施策5-2 地域コミュニティ活動

施策のめざす方向

- 誰もが安心して、楽しく住み良い地域社会を築きあげるために、地域コミュニティ活動をはじめとする多様な自主交流の充実を支援します。
- 地域コミュニティ活動を基盤にした住民の自主的・積極的なまちづくり活動を支援し、住民相互の助け合いによる住民自治の充実を図ります。

施策を取り巻く環境

社会の動向	●近年の都市化や少子高齢化、高度情報化の進展により、市民生活の利便性と快適性を向上させた反面、核家族化や価値観の多様化を進行させ、地域間・世代間交流を減少させるなど、地域社会における連帯意識や人のつながりの希薄化をもたらしています。
地域コミュニティ活動の状況	●本市では地域コミュニティの中核として41の自治会が組織され、地域住民の交流、防犯・防災活動、環境美化活動、高齢者の健康づくり、子どもの見守り、伝統芸能の保存活動など様々な地域活動が行われています。 ●地域コミュニティ活動の充実・強化を図るために、地域活動の拠点となる自治会施設等の整備の支援に加え、既存の公共施設や民間施設等の資源を有効活用することが求められています。 ●浦添でだこまつりの開催や浦添市民憲章の普及啓発を通して、多くの住民の参加・交流を促し、地域への愛着や連帯意識を高めることが求められています。
自治会の状況	●自治会加入率の低下による担い手不足、役員の高齢化・固定化などの課題解決に向けた取り組みが求められています。特に子育て世代や若年層を中心としたアパートやマンション住民に対する効果的な自治会加入促進が求められています。 ●社会の変化や時代のニーズに対応した地域コミュニティ活動を行うため、行政や地域住民との迅速かつ効率的な情報共有や双方向コミュニケーションの手段としてICTの利活用が求められていますが、自治会によっては、費用面や人材面(役員の高齢化)がネックとなり、ICTの導入やその前提となるインターネット接続環境の整備が遅れていることから、その課題解決に向けた取り組みが求められています。 ●会員減少に伴う会費収入の減少や施設の老朽化に伴う修繕費用の増加などにより、資金繰りが厳しくなった自治会運営の建て直しが課題となっています。

図表・写真等

てだこまつり 1



てだこまつり 2



てだこまつり 3



てだこまつり 4



市民憲章実践者表彰式



自治会 1



自治会 2



自治会 3



(資料)市民生活課

基本的な取り組み(今後5年間の主な取り組み)

5-2-1 地域コミュニティ活動の拡充

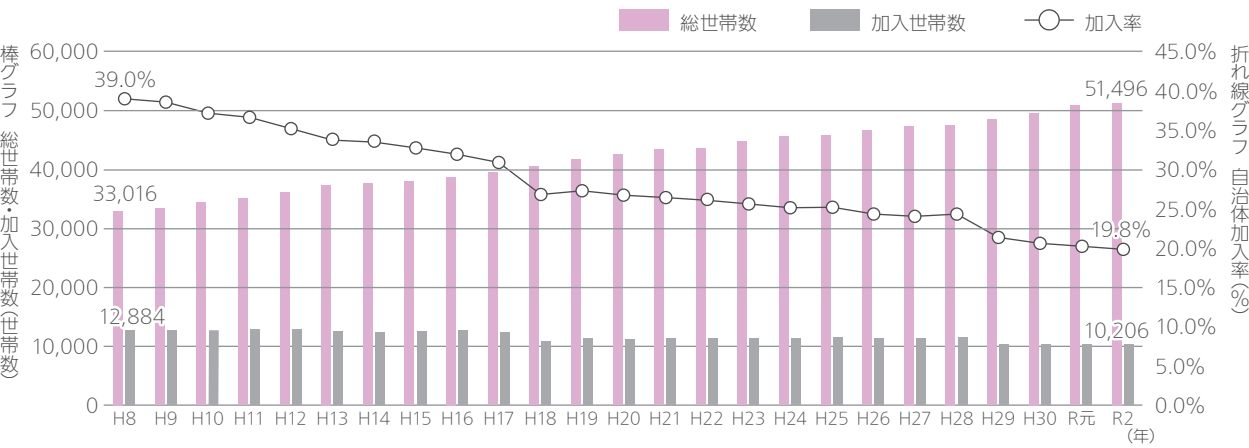
5-2-1-①	地域コミュニティ活動の充実・強化を促進します。そのために、本市のまちづくりを支える自治会において、多様な交流機会を支援します。
5-2-1-②	地域住民の社会生活や自主的なまちづくり活動の支援に関わる情報提供や学習機会の充実に努めます。
5-2-1-③	地域のリーダーとしての自治会長会の自主的研修等を通じて地域における問題解決能力の向上を支援します。
5-2-1-④	市民の自主的交流の活性化を図ります。そのために、集会施設など魅力あるコミュニティ施設やICTを利活用するための環境の整備・充実等を支援します。
5-2-1-⑤	自治会組織の活性化を促進します。そのために、自治会加入促進基本協定の四者間の枠組みを中心とした情報交換や自治会加入促進の取り組みを支援します。

5-2-2 地域・まちづくりへの参画の促進

5-2-2-①	市民憲章の普及・啓発に努め、その実践活動を支援します。
5-2-2-②	多くの市民が参加・交流するてだこまつりへの支援を通して、市民意識の向上と郷土愛の醸成を図り、地域の活力につなげます。

図表・写真等

浦添市自治会加入率推移



(資料)市民生活課

重要業績評価指標(KPI)

指 標	基準値	目標値・方向性
市民憲章環境美化活動参加者数	16,541人(平成30年度)	17,000人(令和7年度)
インターネット接続環境整備済自治会の割合	約23%(令和2年度)	100%(令和7年度)

関連するSDGs



施策5-3 人権・男女共同参画社会

施策のめざす方向

- すべての個人が、お互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、市民意識の啓発や環境づくりを進めます。
- 性の多様性の尊重について、理解促進に努めます。

施策を取り巻く環境

社会の動向

- わが国は、女性活躍の旗を高く掲げ、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（2015（平成27）年）の制定、保育の受け皿整備の加速化、女性役員の登用にに向けた企業への働きかけなどの取り組みを進めています。
- 近年、女性就業者数は増加していますが、長時間労働の慣行や育児休業制度などを利用しづらい職場の環境や風土などが、女性だけでなく男性にとっても、仕事と育児や介護等との両立の妨げとなっているという現実があります。
- 女性が依然として「家事・育児・介護」の多くを担っている状況下に変わりはなく、共働き世帯の増加など家族の在り方が変化する中で、「家事・育児・介護」において男性が主体的な役割を果たしていくこともますます重要になっています。
- 同性のカップルを公に認めるパートナーシップ制度が、全国の自治体で広がりつつあります。

人権・男女共同参画社会に向けた状況

- 本市は、「浦添市男女共同参画推進条例」や「浦添市男女共同参画行動計画」に基づき、男性中心型の労働慣行等の見直しと女性の活躍推進について周知・意識啓発の推進に努める必要があります。
- 本市は、2017（平成29）年1月1日に、「レインボー都市うらそえ宣言」を行い、性の多様性を認め合うまちの実現に向けて、性の多様性の尊重について、理解促進に努めます。
- 性別等にとらわれず、自らの意思に基づき、個性と能力を発揮できる社会をめざして周知・意識啓発の推進に努める必要があります。

審議会等における女性の登用状況

- 本市の政策や方針決定過程への女性の参画を示す各審議会等委員の女性の登用率は29.7%（2018（平成30）年度）と、国の「第5次男女共同参画基本計画」で目安としている30%を下回っています。
- 女性委員の登用は進んできていますが、まだ女性委員がいない審議会があるなど課題となっています。

図表・写真等

講座の様子



（資料）市民協働・男女共同参画課

浦添市女性に対する暴力をなくす運動シンボルマーク（ロゴ）



（資料）市民協働・男女共同参画課

浦添市の審議会等における女性委員の登用状況

	平成30年 (平成30年4月1日現在)	平成31年 (平成31年4月1日現在)	令和2年 (令和2年4月1日現在)
割合	29.7%	30.1%	32.9%
女性委員数	150	163	141
総数	505	542	428

（資料）市民協働・男女共同参画課

基本的な取り組み（今後5年間の主な取り組み）

5-3-1 人権・男女共同参画社会の視点に立った意識改革の推進

- 5-3-1-① 「浦添市男女共同参画行動計画」に基づいて、男女共同参画に関する施策を総合的・体系的に推進します。
- 5-3-1-② 男女共同参画社会への理解を深めるための広報、啓発活動に努めます。また、家庭や地域、学校、職場で、性別による固定的な役割分担意識を解消し、男女共同参画の視点に立った意識改革を図ります。また、多様性を認め合い、人権が守られる社会を目指します。

5-3-2 人権・男女共同参画社会を実現する環境整備

- 5-3-2-① 社会の中で女性の意見や考え方が十分反映されるよう、各種審議会など政策や方針決定への女性の参画を進めます。
- 5-3-2-② 女性が社会・経済的に力をつけ自立した存在になるよう、各種講座等の充実を図ります。
- 5-3-2-③ 女性の社会参画促進に必要なリーダーや組織の育成に努めます。また、浦添市女性団体連絡協議会等と連携し、ネットワークの拡充に取り組みます。そのために、浦添市男女共同参画推進事業補助金を活用した研修などへの補助を行います。
- 5-3-2-④ 男性の家庭生活における役割の充実や、仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進のために、各種講座などの学習機会を拡充します。
- 5-3-2-⑤ 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇が確保されるよう、事業主に対する法制度の周知・啓発を図り、男女労働者がともに働きやすい職場づくりの促進に努めます。

● レインボー都市うらそえ宣言～性の多様性を認め合うまち

「からだの性」と「こころの性」が一致しないことや、同性を好きになること、性的な興味や関心がないことなど、すべての人の性の多様性を認め合い、差別や偏見をなくし、誰もがティーダ（太陽）のように輝けるよう、住みやすいまちを目指して、浦添市は、平成29年1月1日に「レインボー都市うらそえ宣言」をしています。また原則として毎月一回、日常生活において様々な悩みを抱えた性的マイノリティの方々や、その関係者の方々からの相談に応じるための専門の電話相談窓口を開設しています。相談は無料で、秘密は厳守します。



重要業績評価指標（KPI）

指 標	基準値	目標値・方向性
審議会等への女性の登用率	32.9%（令和2年4月1日）	40%（令和7年度）

関連する主な個別計画等 | ●浦添市男女共同参画行動計画

関連するSDGs



施策5-4 広報・広聴・個人情報保護

施策のめざす方向

- 開かれた市政運営及び市民の市政参画を促進するために、市民が必要とする市政情報を速やかに提供する環境の充実に努めます。
- 市民と行政とが連携し、一体となって地域の課題に取り組むための環境づくりに努めます。
- 個人情報の適切な保護に努めます。

施策を取り巻く環境

広報・広聴の状況

- 本市の広報は、「広報うらそえ」の発行をはじめ、FM21のラジオ放送、声の広報に加え、市ホームページ、公式SNSなどICTも活用した情報提供・発信に取り組んでいます。
- 2019(令和元)年度に行った市民調査では、「浦添市の情報の入手方法」として「広報うらそえ」が9割弱を占める一方で、「市のホームページ」と回答した市民が2割存在します。2008(平成20)年度に行った市民調査では「6.7%」だったことから、市民の情報収集方法の変化がうかがえます。
- マスコミとのティータイムなどマスコミを通じて報道される広報活動(いわゆる「パブリシティ」)も積極的に活用しています。
- 今後も、市政への興味と関心を高める情報(コンテンツ)作成に努めつつ、ユニバーサルデザイン(UD)に配慮し、ユーザーインターフェイス(UI)※とユーザーエクスペリエンス(UX)※にも考慮をして取り組みを推進します。
- 本市の広報は、市民と直接意見交換を行う「ゆんたくランチ」、「ゆんたくナイト」を実施する等、市民が意見や提案をしやすい環境づくりに努めながら、いただいた意見等を市政運営に反映できるよう取り組みを進めていきます。

個人情報保護条例・情報公開制度

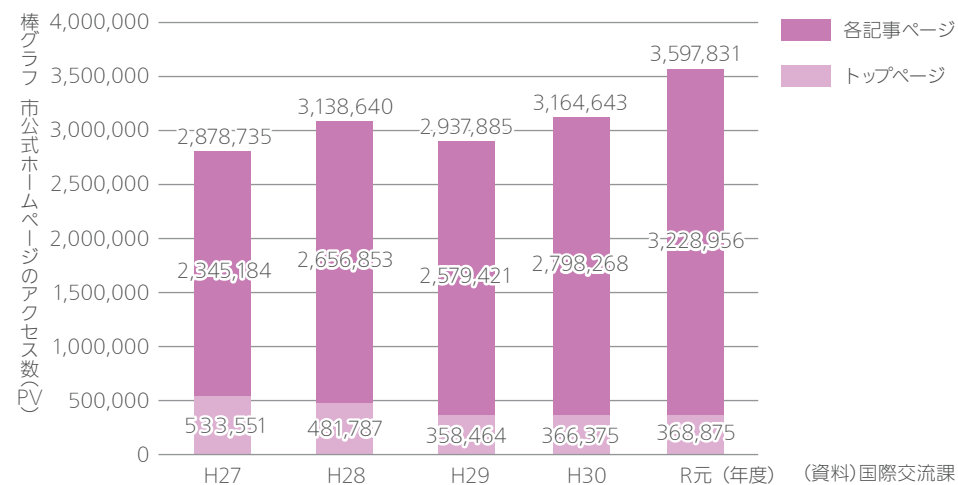
- 市民の市政参画を促進するために、市民と行政との信頼関係の維持が重要であり、開かれた市政運営を推進するとともに、個人情報の適切な保護が必要です。
- 市民等による情報公開制度の活用が進む一方、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入等により、個人情報の保護がこれまでより一層重要性を増しています。
- 本市の個人情報保護条例等に基づき、適切に個人情報の保護を進めていく必要があります。
- 情報公開制度等に基づく、公文書の公開や開示に適正に対応するとともに、市民への情報提供を円滑に進めることができるよう努める必要があります。

※ユーザーインターフェイス(UI):製品やサービスの接点。コンピュータとその機械の利用者の間での情報をやりとりするための画面等のこと。

※ユーザーエクスペリエンス(UX):顧客体験。ユーザーが製品・サービスを通じて得られる体験等のこと。

図表・写真等

市公式ホームページの年間アクセス数(PV)の推移



基本的な取り組み(今後5年間の主な取り組み)

5-4-1 広報・広聴活動の充実と広報手段の多様化

- 5-4-1-① 市民に適切で分かりやすい情報を提供します。そのために、広報誌や市ホームページ等の内容充実に努めます。また、ホームページについては、積極的な情報更新により、最新情報の提供に努めます。
- 5-4-1-② 市政情報を、市民がいつでも気軽に利用できるようにします。様々な情報媒体を活用した広報手段の運用に努めます。
- 5-4-1-③ 広聴活動の充実を図ります。ご意見箱や市のホームページなどを通して市政に対する意見等を収集し、寄せられた意見の公開等に努めます。
- 5-4-1-④ まちづくりに対する市民の意識の向上を図ります。そのために、広報誌やICT等を活用し、地域づくり・まちづくりへの参画を促進します。

5-4-2 情報公開・個人情報保護制度の円滑な運用

- 5-4-2-① 市政の情報提供を拡充するため、インターネットを活用した公文書公開請求や市政情報センターの資料閲覧の充実に取り組みます。
- 5-4-2-② 情報公開制度及び個人情報保護制度の内容や手続について周知徹底を進め、両制度の普及を図ります。
- 5-4-2-③ 市の情報公開条例等に基づき、積極的な情報公開と個人情報の適切な保護など、両制度の円滑な運用に取り組みます。

図表・写真等

ゆんたくナイト



(資料) 国際交流課

広報誌取材の様子



(資料) 国際交流課

重要業績評価指標(KPI)

指 標	基準値	目標値・方向性
市公式ホームページの年間アクセス数	約360万PV(ページビュー)(令和元年度)	約490万PV(ページビュー)(令和7年度)

関連するSDGs



施策5-5 スマート自治体

施策のめざす方向

- 市民サービスの向上を図るため、デジタルファースト（個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する）等の基本原則に基づき、電子申請・届出等のシステム構築等の総合的な情報基盤の整備を進めます。
- 行政サービスに関連する業務のうち、AIやロボティクスによって処理することができる業務はそれらに任せることで、事務処理の効率化を図り、市民の暮らしや健康、福祉、地域活性化などの職員でなければならない業務に注力できるように振り向けていきます。

施策を取り巻く環境

社会の動向	●国の情報化政策の動向は、2001（平成13）年1月にIT（情報技術）政策全体の基本理念や重点計画を定めた法律「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）」の施行以降、「e-japan戦略」をはじめ、多くのIT戦略や政策を策定しています。 ●2018（平成30）年6月には、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が閣議決定（2019（令和元）年6月全部変更）され、国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる社会の実現をめざし、デジタル技術の恩恵を誰もが享受できる「デジタル社会」の構築を宣言しています。
デジタル・ガバメント、行政手続のオンライン化	●行政分野においては、2017（平成29）年5月に「デジタル・ガバメント推進方針」が策定され、2019（令和元）年5月には、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル手続法）」が定められるなど、デジタルファースト（個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する）等の基本原則の方針が示されました。 ●そのため、本市においては、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の促進を目的として、2020（令和2）年3月13日から、マイナンバーカードを利用した証明書のコンビニ交付サービスの導入を開始しています。 ●マイナンバー制度については、制度が複雑で理解のしづらさもあり、不安感や警戒感が根強くあります。そのため、制度に対する理解を促進する取り組みや安全対策等の取り組み状況等について、市民にわかりやすく、丁寧に説明をしていく必要があります。
スマート自治体、行政サービスの効率化	●国では、今後の自治体行政の方向性として、高齢者人口がピークを迎える2040年頃をターゲットに人口構造の変化に対応した自治体行政のあり方について検討を行う、総務省の有識者会議「自治体戦略2040構想研究会」を設置し、2018（平成30）年7月に第二次報告をとりまとめています。そこでは、自治体が住民生活に不可欠な行政サービスを持続的、かつ、安定的に提供し続けるため、人工知能（AI）※やロボティクス※によって処理することができる事務作業は全てそれらに任せ、職員は企画立案業務や住民への直接的なサービスなど、職員でなければならない業務に注力する「スマート自治体への転換」の必要性を指摘しています。 ●さらに、2019（令和元）年5月に、「地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びAI・ロボティクスの活用に関する研究会報告書～「Society5.0時代の地方」を実現するスマート自治体への転換～」では、「システムやAI等の技術を駆使して、効果的・効率的に行政サービスを提供する自治体」を「スマート自治体」と定義した上で、スマート自治体を実現するため、業務プロセス・システムの標準化・共同化、AI・RPA等のICT活用を進めるとともに、電子化・ペーパーレス化やデータ項目、様式の標準化等についても進めることが有効であるとしています。

※人工知能（AI:Artificial Intelligence）に関する確立した定義はないが、人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理・技術といった広い概念で理解されている。総務省では、「知的な機械、特に、知的なコンピュータプログラムを作る科学と技術」と一般的に説明するにとどめている。

※ロボティクス：工学の一分野。制御工学を中心に、センサー技術・機械機構学などを総合して、ロボットの設計・製作・制御を行う「ロボット工学」のこと。

スマートフォンのアプリを活用した窓口予約と不備書類の連絡

これまでは、保育所等一斉入所事務において、申請のために長時間待つ場合があり、また、児童扶養手当現状届受付や親子健康手帳の受け取りにて、整理券配布での対応を行っていましたが、整理券配布を受けても、その後長時間待つ場合もありました。この問題解決のために、多くの人が利用し、特に子育て世代の生活インフラの一部となっているスマートフォンアプリを活用した窓口予約と不備書類の連絡システムを導入しました。



スマホ予約 親子健康手帳交付受付
児童扶養手当現状届受付
保育所等一斉入所受付



基本的な取り組み（今後5年間の主な取り組み）

5-5-1 スマート自治体の構築

5-5-1-①	「官民データ活用推進計画（仮称）」を策定し、同計画に基づきスマート自治体のさらなる構築に向けて取り組みます。
5-5-1-②	市民サービスの向上を図るため、ワンストップサービス及びノンストップサービスをはじめ、電子申請・届出等のシステムづくりなど、総合的な情報基盤の整備に努めます。
5-5-1-③	市民サービスや事務能率の向上のために、デジタル化の基盤整備に努め、行政サービスの向上を図ります。
5-5-1-④	市民や来訪者の利便を図ります。そのために、情報通信ネットワークシステム等の整備を推進します。

5-5-2 スマート自治体の推進

5-5-2-①	住民票等証明書交付について庁内設置の自動交付機から、コンビニ交付への利用促進を図り、マイナンバーカードの利用拡充により、マイナンバーカードの取得促進を図ります。
5-5-2-②	効率的な事務処理を進めるために、事務事業の総点検運動を継続的に実施するとともに、PDCAサイクルが形成できるよう事務処理の能率化・迅速化に努めます。
5-5-2-③	情報化時代の市民サービスに対応できる職員の人材育成に努めます。そのために、各種研修への派遣や内部研修の実施に取り組みます。

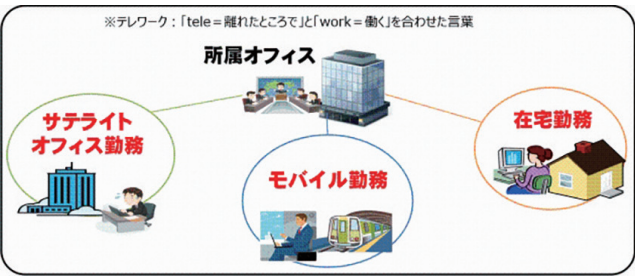
図表・写真等

スマート自治体への転換はこうして実現



（資料）総務大臣メール「Society5.0時代の地方」第4号を加工して作成

テレワークの概念図



（資料）総務省「ICT利活用の促進－テレワークの推進」

重要業績評価指標（KPI）

指 標	基準値	目標値・方向性
地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続き（※） ※出所：デジタル・ガバメント実行計画	10手続き（令和2年3月31日）	26手続き（令和7年度）

関連するSDGs



施策5-6 行財政運営

施策のめざす方向
● 厳しい財政状況が続く中で公共施設を維持していくために、公共施設の総合的かつ計画的な管理の推進に努めます。 ● 総合計画と限られた財源との調整を図りながら、多様化する行政需要に的確に対応するため、効率的で効果的な行財政運営を推進するとともに、事務事業を含めた総合的な行政評価制度の構築に努めます。 ● 公平でより効率的な行財政運営の実施に向けた中長期財政計画のもと、民間活力の導入に努めるとともに、財源の重点的かつ効果的な予算編成と執行を行い、あわせて財源の安定確保に努めます。 ● 地方分権化に対応した自立性の高いまちづくりを推進するため、地域の実情を踏まえ、地域の視点に立ったまちづくりを推進します。 ● 限られた財源の中でも、市民サービスの向上や円滑なまちづくりを推進するため、広い視点からの施策展開と各種事業の整合性に努め、国、県、他市町村との連携強化を図るとともに、広域行政の展開に努めます。

施策を取り巻く環境

公共施設管理	● 公共施設の老朽化から、更新の時期を迎えることに伴い、多額の費用が必要になってきます。本市の公共施設は、長寿命化や適正配置等に取り組み、費用の平準化と削減に努める必要があります。
行財政改革	● 本市は、「最少の経費で最大の効果を挙げる」とする地方自治の基本原則を踏まえ、効率的で効果的な行財政運営を推進するとともに、行政改革大綱等に基づき、時代の要請に対応した行財政改革に取り組んでいます。
行政運営の状況	● 社会経済情勢の変化に適切に対応し、限られた財源の中でも、市民の満足度を高めていくために、より一層効果的で効率的、計画的な行政運営に努めていく必要があります。 ● 情報化の推進や行政組織の見直し等により、社会情勢に即した行政運営を行っていく必要があります。 ● より質の高い市民サービスを目指し、職員の能力向上に努めるとともに、社会情勢に適切に対応できる組織体制の構築に努める必要があります。 ● 本市は、選択と集中の視点による事業の見直し、指定管理者制度の導入をはじめとする民間活力の導入等に取り組んでいます。
行政評価	● 事業実施後に評価を行い、その効果を検証することは重要であり、PDCAサイクルの構築に努めるとともに、その結果を行財政運営に活かすことが求められています。
財政運営	● 人口減少時代に突入したわが国において、生産年齢人口の減少や進行する高齢化等により、納税基盤が弱体化し、それに伴う歳入の減少等が懸念されます。 ● 本市の人口は、今後もしばらくは増加傾向で推移する見通しですが、全国的な納税基盤の弱体化は、本市にも少なからず影響があるものと思われます。 ● 行政改革大綱などに基づき、歳入の安定化に努めるとともに、限られた財源の重点配分や有効活用を図り、民間活力の積極的な導入に努めるなど、計画的で効率的な財政運営に努める必要があります。 ● 本市は、納税環境の拡充等による市税の徴収率向上や、受益者負担の適正化を考慮した手数料の見直しなどを行い、歳入の安定確保に努めています。
広域連携	● 権限移譲に伴う円滑な事務移管に対応するとともに、広域的な連携により一層高い効果が期待できる事業については、その実現性について積極的に検討する必要があります。 ● 国、県、他市町村との連携をさらに強化することが求められています。

基本的な取り組み(今後5年間の主な取り組み)

5-6-1	将来にわたって、安全な公共施設を提供するため、「浦添市公共施設等総合管理計画」に基づき、更新費用の平準化を図ります。そのために、公共施設の適切な維持管理、適正配置について検討します。
5-6-1-②	安定した市民サービスの提供を行うため、本市の資産(施設や土地)の有効活用を図り、財源の確保に努めます。

5-6-2 健全な行財政運営

5-6-2-①	人口減少社会の到来を見据え、社会経済情勢の変化等を踏まえつつ、効率的な行政組織の見直しを図ります。
5-6-2-②	市民サービスの向上を図るため、効率的な行財政運営に努め、全庁体制で積極的に行財政改革に取り組みます。
5-6-2-③	総合計画をもとに、分野別に策定された各種計画と整合性を図り、計画行政を推進します。
5-6-2-④	将来の財政負担を考慮しながら、総合計画等に基づき計画的な事業実施を推進します。
5-6-2-⑤	総合的な行政評価制度の確立に努め、効果的で効率的な行財政運営を目指します。

5-6-3 行財政運営の基盤強化

5-6-3-①	市税の適正課税、課税客体の的確な把握及び公平性の確保に取り組みます。
5-6-3-②	市民の利便性向上と納税意識の高揚を図り、市税徴収率の向上に努めます。
5-6-3-③	社会経済情勢や利用目的に見合った手数料や使用料など、受益者負担の適正化に努めます。
5-6-3-④	適正な歳出規模の堅持とその成果を確認し、将来の世代に過重な負担にならないように、過度の市債に依存しない適正な財政運営に努めます。
5-6-3-⑤	選択と集中の視点から、事業の必要性・緊急性等を総合的に判断し、効率的な財政運営に努めます。
5-6-3-⑥	地方分権や法制度の改正等に伴う財政需要の拡大に対応するため、中長期の財政計画の策定を検討し、中長期的展望に立った財政運営に努めます。

5-6-4 人材育成と組織の活性化

5-6-4-①	政策形成能力や創造能力を有する人材を育成するための効果的な研修の実施及び人事評価制度の充実に努め、職員の人材育成と組織の活性化を図ります。
5-6-4-②	職員の自己啓発制度の充実や人事評価制度の活用等により、職員の資質や能力の向上と意識の改革に努めます。

5-6-5 多様な主体との連携

5-6-5-①	地域の個性を活かし、活力に満ちた魅力ある地域社会を築き上げるために、地域の視点に立ったまちづくりを推進します。
5-6-5-②	市民サービスの向上と行政コストの縮減を図るため、業務委託、指定管理者制度の導入等、民間活力の積極的な導入に努めます。
5-6-5-③	広域行政の強化に向け、構成市町村との連携強化を図ります。
5-6-5-④	那覇港は本県の自立的経済発展や本市振興の活性化に大きく貢献することから、那覇港管理組合の円滑な港湾管理運営に向けて、国及び構成団体との連携強化を図ります。
5-6-5-⑤	沖縄県後期高齢者医療広域連合との連携・協力のもと、後期高齢者医療制度の適切な運用に努めます。
5-6-5-⑥	国や県など広域の計画を踏まえた各種計画の策定、広域計画への浦添市の計画の位置づけなどに努めます。

施策5-6 行財政運営

図表・写真等

職員研修の様子 1



(資料) 職員課

職員研修の様子 2



(資料) 職員課

職員研修の様子 3



(資料) 職員課

自治体職員政策形成セミナー研修報告会



(資料) 職員課

重要業績評価指標(KPI)

指 標	基準値	目標値・方向性
経常収支比率	97.3%(令和元年度)	88.0%(令和7年度)
市税徴収率	98.1%(令和元年度)	98.1%(令和7年度)

関連する主な個別計画等 | ●浦添市公共施設等総合管理計画 ●浦添市行政改革大綱

関連するSDGs



第5章

計画の実現に向けて
(実効性の担保)

1. 実効性のある計画推進
2. 前期総合計画のPDCAサイクル